

福島県理美容業における
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

福島県理容生活衛生同業組合
福島県美容業生活衛生同業組合
監修・協力 福島県生活衛生営業指導センター
福島県食品生活衛生課

令和2年5月29日

今年 1 月に国内初の新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから瞬く間に全国各地に広がり、4 月 15 日に 47 都道府県を対象に国が発令した緊急事態宣言を受けて、本県でも不要不急の外出自粛や各種の事業者を対象とした営業自粛要請が出された一方、理容業、美容業に関しては県民の安定的な生活維持のためには必要な事業であるとして、事業の継続が求められた経緯がある。

その後、5 月 14 日に国が本県の緊急事態宣言を解除したのを受けて、本県では翌 15 日から緊急事態措置が解除されたものの、新型コロナウイルスそのものは未だ駆逐されていないため、引き続き徹底した感染防止対策が求められる。

とりわけ、理容業、美容業は直接お客様の髪や肌に触れて業務を行うため、相互感染のリスクが高くなることから、その対策を図るために本ガイドラインを策定する。

なお、本ガイドラインについては、新型コロナウイルスの最新の知見等を踏まえて随時見直すこととする。

1 施設内の対策について

- ① 始業前にはアルコール消毒液等（次亜塩素酸溶液を薄めたものでもよい）で従業員やお客様が手を触れる場所（ドアノブ、作業椅子及びひじ掛け、待合椅子等）をふき取ること。
- ② トイレはお客様も従業員も使用するため、便座、洗浄用ハンドル、蛇口ハンドル、照明用スイッチ等については一定時間ごとにアルコール消毒液等でふき取ること。（次亜塩素酸水溶液でふき取る場合は金属を腐食させることもあるので、必ず濡らしたタオル等で後拭きすること）
- ③ 会計用のレジは従業員が手で触れたり、お金を出し入れするため、消毒用アルコールで定期的に拭いておくこと。
- ④ いわゆる三密状態を作らないために、作業椅子の間隔を広げるか、難しい場合は 1 脚置きに使用すること。

なお、スペース的に設置することが可能であれば、作業椅子と作業椅子の間をパーティションで区切るなど、お客様同士が近接しないような配慮をすること。（ただし、理容師、美容師が作業する上で支障がないことが条件となる）

- ⑤ 常時換気扇を作動させておくほか、換気しやすいように窓もある程度開けておくこと。（店舗がビル内にあるなど、直接道路に面していないのであれば、換気できるよう入口についても開けておくこと。一方、店の入り口が道路等に面している場合には砂ぼこりが入ったりするため衛生面で問題があるほか、車の騒音が影響して大声での会話を誘発しかねないため勧めない。）
- ⑥ 予約制を取り入れるなどしてお客様の待ち時間を極力無くすとともに、駐車場の車内で待機してもらうなど待合スペースでの密集状態を避けるよう工夫すること。雑誌等による接触感染を防ぐために待合スペースの雑誌や新聞等は撤去すること。

美容所においては、お客様が雑誌等を読みながら施術を受けている例が見られるが、感染防止を図るために施術中の読書等を御遠慮いただくことが望ましい。

- ⑦ 店の入り口内には消毒用アルコールを備えること。
- ⑧ 待合室の配置はなるべく真正面での配置を避け、目印を付けるなどして、間隔を空けて座るように配置すること。
- ⑨ 会計を行う場合には現金の直接のやり取りを避けるため、釣り銭トレーを介して行うこと。(できればキャッシュレス決済も検討する)
- ⑩ 1日の業務終了後は、店内の清掃を行うほか使用したハサミ類やタオル、白布等は消毒又は洗濯を行うこと。

なお、掃き集めた毛髪等の廃棄物は、ポリ袋に入れた上で口を閉じて保管しておき、適宜廃棄すること。

最後にドアノブや照明スイッチをアルコール等で消毒し、自らの手指消毒を行った上で店舗の施錠をすること。

2 お客様にお願いすること

- ① 店内での滞在時間を極力短縮することが出来るよう、事前に来店時間の予約をしてもらうこと。
- ② 入店された時に、店内に備え付けてある消毒用アルコールで手指消毒を行ってもらうこと。
- ③ 待合室で待機しなくてはならない場合は、他の客と真正面での対面を避けるほか、ソーシャルディスタンスの確保をお願いすること。
- ④ 発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方など新型コロナウイルス感染症に感染している恐れのある方は、施術を御遠慮いただくこと。

3 作業上の対策

- ① 作業時はマスクの着用を徹底すること。
- ② 使用する器具類、タオル、白布等は、お客様1人ごとに取り替えるほか、作業椅子のひじ掛け部分についてはアルコール消毒液等で拭き取ること。

4 従業員の健康管理の徹底について

- ① 従業員（作業に従事する者）の検温を行い、発熱や感冒症状がある場合には、接客業務を控えさせること。
- ② 更衣室を使用する場合には、密集状態を避けるため交代で使用させること。
- ③ 従業員の休憩時間が重ならないよう配慮するほか、食事の時間も交代でとるようにすること。

5 その他

これらの対策のほか、店舗内の衛生管理については、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」（昭和 56 年 6 月 1 日 厚生省環境衛生局長通知）を遵守すること。